



島教協

《すべては「子どもたちのために」》

情

報

http://
www.kyougikai.orgE-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 勝部功人

No.645

私傷病休暇に係る制度改正される 〔不妊治療を私傷病休暇の対象に〕

このほど、私傷病休暇に係る制度が改正されました。
改正の概要は、以下の通りです。

従来

『不妊症の原因となる疾病を特定した上で、この疾病を治療するために必要な場合に限り私傷病休暇を認める。』



改正後

『条例第7条（又は第8条）第1項に規定する私傷病による休暇には、医師の診断に基づき不妊治療を受ける場合を含むものとする。』

医師の診断に基づく全ての不妊治療について私傷病休暇の対象として取り扱う。

施行日

平成24年3月1日

島教協の考え

島教協は、これまで勤務条件の改善を要望してきた。今回の改正で、不妊治療が原因の特定に関わりなく私傷病として認められたことは、この島教協の考えに沿ったものであり大いに歓迎できる。しかし、不妊治療は身体的・精神的な負担が大きく、職場の理解が重要である。せつかく改正された制度も現場の教職員に実際に活用されなければ意味がない。プライバシー保護の徹底を図り、誰もが遠慮なく休暇や休業の制度が使えるような環境整備が今後重要になると考える。勤務条件に関しては、まだ不十分な部分もあるので、今後も粘り強く要望していく。

裏面に詳細を記載

休暇の対象範囲：医師の診断に基づく不妊治療の一環であること。

休暇承認の判断：他の傷病と同様。医師の診断書に限らない。
通院・治療証明書、薬袋、診断券等も可。
職員の状態の確認、友人等の証言などでも差し支えない場合もある。

休暇の取得方法：他の傷病と同様。
休暇欠勤簿に記入して所属長の承認を得る。
理由欄には、具体的に記入 例：「不妊治療」
所属長は、職員のプライバシー保護に適切な配慮を行うこと

診断書の提出：他の傷病と同様。

引き続き6日以内	診断書不要。(休暇・欠勤簿、又は休暇願簿の記入のみ)
連続7日以上取得	医師1名の診断書
連続7日以上取得後の復帰	医師1名の診断書
限度90日を越える場合	医師2名の診断書
退職後の復帰	医師2名の診断書

※ 復帰又は復職にあたり、県教委復職委員会の審査を受ける必要がある場合は、医師の診断書は指定の様式。

取得日数の限度：不妊治療に起因するもの、合わせて90日。
・治療のために通院する日
・治療の副作用による体調不良で出勤困難な日
・医師に自宅療養を指導された日 など
その後、退職することもできる。

初診日の休暇：症状を訴えての検査や治療のための受診は該当する。
症状はなくて、単に予防的な意味で健康診断等を受診知る場合は該当しない。

不妊症の原因が相手の場合：
医師が必要と認める場合は承認できる。
不妊症の原因が男性側（又は女性側）にあることが判明した場合でも女性（又は男性）が休暇を取得することが可能。
(例：無精子症で体外受精を行う場合など)